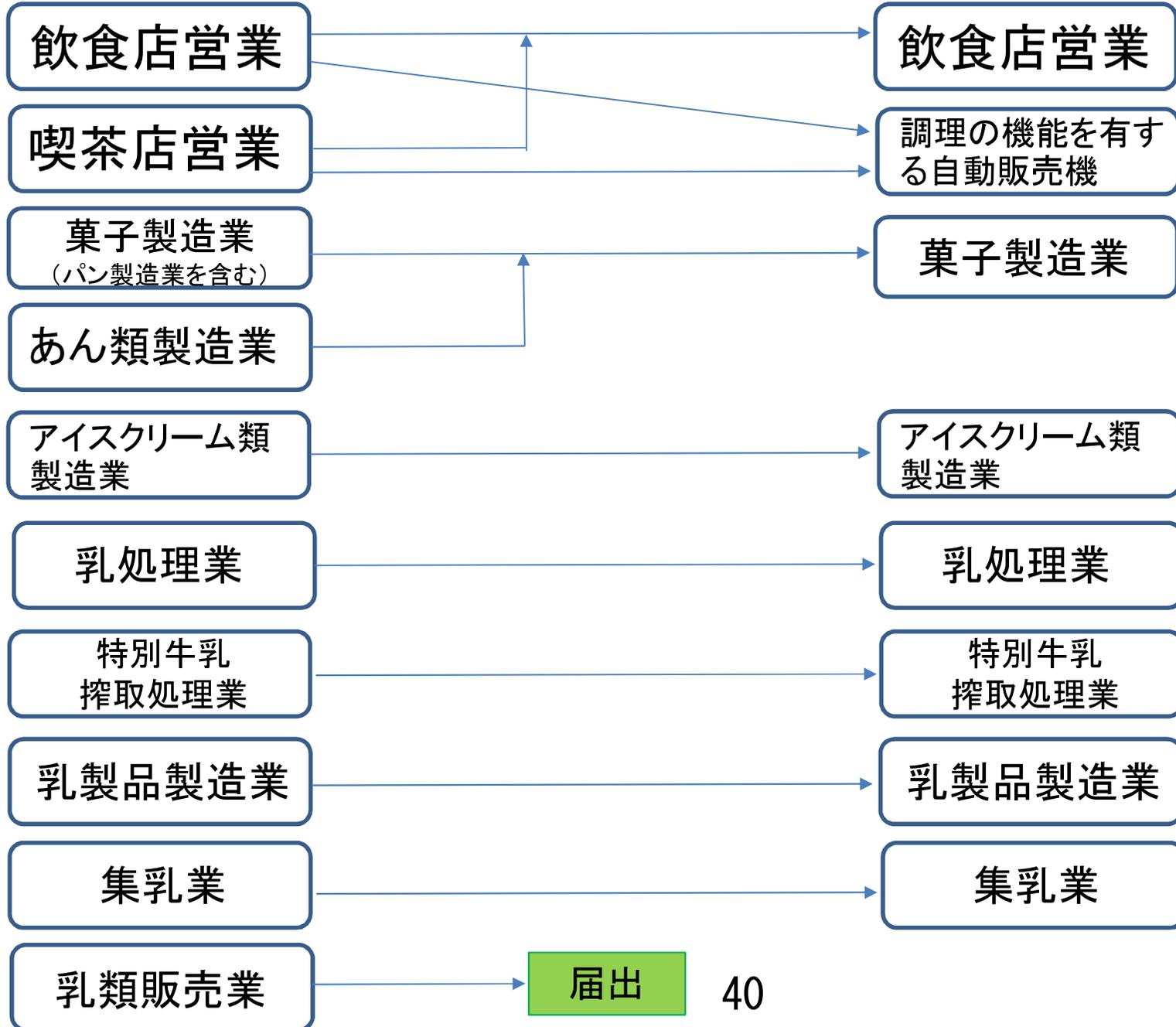


営業許可業種の見直し①

現在の許可業種

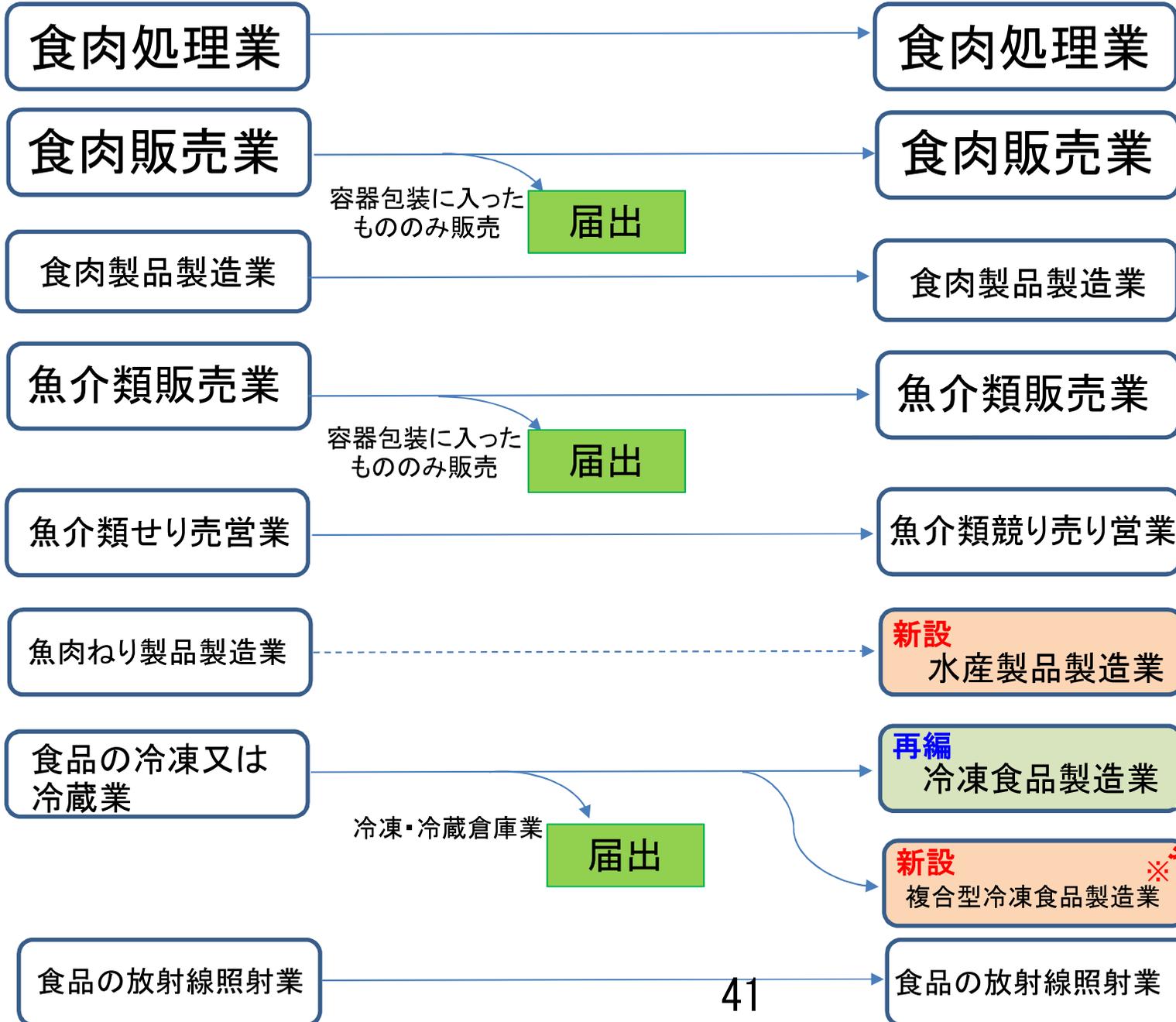
見直し後の許可業種



営業許可業種の見直し②

現在の許可業種

見直し後の許可業種



※ HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品(魚肉練り製品を除く)の冷凍品の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

営業許可業種の見直し③

現在の許可業種

清涼飲料水製造業

乳酸菌飲料製造業

氷雪製造業

氷雪販売業

食用油脂製造業

マーガリン又は
ショートニング製造業

みそ製造業

醤油製造業

ソース類製造業

酒類製造業

見直し後の許可業種

清涼飲料水製造業

乳処理業、乳製品製造業、又は清涼飲料水製造業

氷雪製造業

届出

食用油脂製造業

みそ又は
しょうゆ製造業

密封包装食品製造業

届出

酒類製造業

営業許可業種の見直し④

現在の許可業種

豆腐製造業

納豆製造業

めん類製造業

そうざい製造業

缶詰又は
瓶詰食品製造業

添加物製造業

見直し後の許可業種

豆腐製造業

納豆製造業

麺類製造業

そうざい製造業

新設
複合型そうざい製造業 ※

再編
密封包装食品製造業

添加物製造業

新設
液卵製造業

新設
漬物製造業

新設
食品の小分け業

冷蔵流通するもの、
はちみつ、酢

届出

※ HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品（魚肉練り製品を除く）の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

営業許可業種の見直し・営業届出制度の創設に伴う経過措置について

- 営業許可業種の見直し・営業届出制度の創設により、
 - ・ 許可業種の名称や区分が変更になる
 - ・ 新たに営業許可の対象になる
 - ・ 許可業種から届出業種になるなどの事業者の属性の変動が生じる。

- また、第3次施行日(令和3年6月1日)の時点で、従来の許可期間がまだ残っているという場合もある。

- 今般の制度改正では、**事業者の事業継続に配慮し、政令に経過措置(※)を設けており、事業者の業種等に応じて、一定期間、新規許可の申請を猶予するなどの措置をとっている。**

※ 法令の制定・改廃に際して設けられる激変緩和措置

- ただし、営業許可の猶予期間であっても、**HACCPに沿った衛生管理は猶予されず、第3次施行日より本格施行される**ことに御留意いただきたい。

法施行前から行われている営業に係る経過措置

令和3年6月1日より前に営んでいる営業の内容

【業種区分が存続】(注)他業種を吸収するものを含む。

- ・飲食店営業
- ・菓子製造業
- ・乳処理業
- ・食肉販売業(※)
- ・魚介類販売業(※)
- ・清涼飲料水製造業
- ・麺類製造業
- ・そうざい製造業 …等

※ 容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合を除く。



類型1

【業種区分が変更】

- ・喫茶店営業
- ・乳酸菌飲料製造業
- ・魚肉練り製品製造業
- ・冷凍又は冷蔵業(冷凍食品の製造)
- ・マーガリン又はショートニング製造業
- ・みそ製造業
- ・しょうゆ製造業
- ・ソース類製造業(密封包装された低酸性食品の製造) …等



類型2

【同一施設で2種類の営業を行う場合の措置】

- ・食用油脂製造業＋マーガリン又はショートニング製造業(同一施設で営業し、かつ許可期限が不揃いな場合)
- ・みそ製造業＋醤油製造業(同一施設で営業し、かつ許可期限が不揃いな場合)



類型3

【政令許可業種として新設】

- ・あじの開きや明太子などの製造(改正後の水産製品製造業)
- ・液卵の製造(改正後の液卵製造業)
- ・漬物の製造(改正後の漬物製造業)
- ・食品を小分けする営業(改正後の食品の小分け業)



類型4

【政令許可業種から届出業種へ移行】

- ・乳類販売業
- ・食品の冷凍又は冷蔵業(食品の冷蔵・冷蔵保管業)
- ・冰雪販売業
- ・食肉販売業(容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合)
- ・魚介類販売業(容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合)



類型5

注) 現在、飲食店営業又は喫茶店営業として取り扱われている自動販売機の営業については、一部の機種は届出に移行。届出に移行する機種については事業者団体と調整し、追って示す予定

類型5に係る経過措置

類型5(第3次政令第10条)

- 政令許可業種のうち今回の改正で**届出業種に変更されるもの**については、**営業届出の手続は不要**。

類型5: X県において乳類販売業の政令許可(期限5年)を2016年10月1日に取得(更新)した場合

許可を取得(更新)
(2016年10月1日)

第3次施行日
(2021年6月1日)

本則第10条による経過措置

